

【資料 1】平成 27 年度 病院経営管理指標調査 調査票

厚生労働省委託 平成 28 年度医療施設経営安定化推進事業
平成 27 年度病院経営管理指標調査

調査の概要

1. 目的

病院経営の実態を明らかにし、病院の質的向上とともに健全な運営に資する経営管理の指標を作成するための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査対象

調査対象は平成27年度末時点における以下の開設者となります。

- ・医療法人が開設する病院
- ・医療法7条の2に規定する開設者が開設する病院

3. 調査事項

平成27年度の施設の概況、財務状況、経営実績と経営状況等

4. 調査方法

調査票への記入・提出は、次の①、②いずれかの方法で行って下さい。

①事務局ホームページよりダウンロードしたエクセルファイルに入力する

(事務局ホームページURL : <http://www.itec-ltd.co.jp> 「経営コンサルならアイテック株式会社」で検索下さい。)

→ダウンロードしたファイルに入力の上、エクセルファイルを事務局宛 (byouin27@itec-ltd.co.jp) にメールで送付して下さい。

※エクセルファイルには安全のためパスワードが設定されています。ファイルを開くためのパスワードは「****」です。

※お使いのPC環境によってはダウンロードがうまくいかない場合があります。その際はお手数ですが、事務局宛にご連絡いただければメールでファイルを送付申し上げます。

②郵送された調査票に手書きで記入する

→記入した調査票を同封の返信用封筒により、事務局宛に送付して下さい。

※返信用封筒を紛失された場合等は弊社宛着払い郵便にて送付して下さい。

※設問の貸借対照表、損益計算書の数値については、ご記入いただく代わりに原本のコピーをメールにて送付もしくは返信用封筒に同封いただいても結構です。

※調査結果は学術研究に用いることがございます。ご回答いただいた内容は統計的に処理をし、個別の病院の情報として公表することはありません。

5. 提出期限

平成28年12月16日 (金) までにご返送下さい。

6. 事務局

アイテック株式会社 C&E事業本部第4グループ「平成27年度病院経営管理指標調査」事務局
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

T E L : 03-6860-5454 (土日祝日を除く平日9:00-18:00)

F A X : 03-6860-7200

メールアドレス : byouin27@itec-ltd.co.jp 担当 : 増田、秋葉、高橋

※弊社では個人情報及び法人情報を特定できるデータを含む文書類については、施錠可能な場所に保管しています。個人情報及び法人情報の取扱いについては情報管理に関する社内規程を定め、個人情報及び法人情報の保護を徹底しています。

平成 27 年度病院経営管理指標調査【財務票】

1 宛名記載の医療機関の財務情報（病院単体）を記入して下さい。

- ① 病院単体の貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）を記入、もしくは原本のコピーを送付して下さい。
- ② 病院単体のB/S、P/Lどちらかのみを作成している場合
→病院単体で作成しているもののみ記入して下さい。
- ③ 病院単体での財務データをお持ちでない場合
→【財務票】については記入せず、5ページの【概況票】へお進み下さい。

2 期中で、運営主体の変更など、施設の概況に大きな変更があった場合はお問い合わせ下さい。

3 各勘定科目については、病院会計準則【改訂版】（平成16年8月19日医政発第0819001号）の科目により整理して記入して下さい。

公的医療機関等、開設主体としての会計基準を有する医療機関においては、病院会計準則適用ガイドライン（平成16年8月19日医政発第0819002号）を参照して下さい。

○病院会計準則について（厚生労働省医政局HP）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/tuchi/jyunsoku01.html>

※財務票については、把握できる最新の決算書（4ページの問3 過去2年度分の医業収益及び固定資産等の状況については、最新から遡って過去2年間）の数値について記入して下さい。

※費用が不明の欄は空欄とし、0円の場合は0を記入して下さい。また、合計値のみ把握し内訳が不明の場合も、内訳項目欄は空欄とし、合計欄のみ記入して下さい。

以下でご記入いただく貸借対照表及び損益計算書の内容は、**病院単体の状況**をご記入下さい。
 ※ご記入いただく代わりに、**原本のコピー**をメール（宛先：byouin27@itec-ltd.co.jp）もしくは
同封返信用封筒で送付いただいても結構です。

問 1. 貸借対照表（平成□□年□□月□□日）※決算期末日を記入して下さい
 平成 27 年度の貸借対照表の状況と減価償却累計額を下表にご記入下さい。当該年度の状
 況が確定していない場合は、直近の決算年度の状況について記入して下さい。

資本の部		負債の部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
I 流動資産(1～7の合計)		III 流動負債(1～6の合計)	
1. 現金・預金		1. 未払金 ^{※7}	
2. 医業未収金 ^{※1}		2. 短期借入金 ^{※8}	
3. その他未収金		3. 短期の引当金	
4. 有価証券		4. 未払費用	
5. たな卸資産 ^{※2}		5. 前受収益	
6. 短期貸付金		6. その他の流動負債	
7. その他の流動資産		IV 固定負債(1～4の合計)	
II 固定資産(1～3の合計)		1. 長期借入金 ^{※8}	
1. 有形固定資産((1)～(4)の合計)		2. 長期未払金	
(1) 建物 ^{※3}		3. 退職給付引当金	
(2) 備品 ^{※3}		4. その他の固定負債	
(3) 土地		負債の部合計(III+IV)	
(4) その他の有形固定資産 ^{※4}		純資産の部	
2. 無形固定資産 ^{※5}		V 純資産(1～3の合計)	
3. その他の資産((1)～(5)の合 計)		1. 出資金	
(1) 有価証券		2. 利益余剰金	
(2) 長期貸付金		うち繰越利益余剰金	
(3) 役員従業員長期貸付金		3. その他	
(4) 他会計長期貸付金			
(5) その他の固定資産 ^{※6}			
資産合計(I+II)		負債及び純資産合計(III+IV+ V)	

○有形固定資産の減価償却累計額の合計額をご記入下さい。

減価償却累計額

円

※1：医業活動の収益に対する未収金を計上して下さい。窓口未収金もこちらに計上して下さい。

※2：医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品はこちらに計上して下さい。

※3：減価償却累計額を差し引いた純額を計上して下さい。

※4：構築物、車輛及び船舶等を計上して下さい。

※5：借地権、ソフトウェア等を計上して下さい。

※6：繰延勘定、整理勘定（本庁勘定など）等を計上して下さい。

※7：買掛金、未払消費税、未払法人税等を計上して下さい。

※8：借入資本金は負債（固定負債の「長期借入金」または流動負債の「短期借入金」）に計上して下さい。

問2. 損益計算書（平成□年□月□日～平成□年□月□日）

平成27年度の損益計算書の状況を下表にご記入下さい。当該年度の状況が確定していない場合は、直近の決算年度の状況について記入して下さい。

収益		費用	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
I 医業収益(1～6の合計)		IV 医業費用(1～9の合計)	
1. 入院診療収益		1. 材料費((1)～(3)の合計)	
2. 室料差額収益		(1) 医薬品費	
3. 外来診療収益		(2) 診療材料費	
4. 保健予防活動収益		(3) その他の材料費	
5. その他の医業収益		2. 給与費((1)～(4)の合計)	
6. 保険等査定減 ^{※1}		(1) 常勤職員給与・賞与(①～③の合計) ^{※2}	
		①医師給与・賞与(歯科医師を除く)	
		②看護師給与・賞与 ^{※3}	
		③その他給与・賞与(歯科医師を含む) ^{※4}	
		(2) 非常勤職員給与・賞与(①～③の合計) ^{※2}	
		①医師給与・賞与(歯科医師を除く)	
		②看護師給与・賞与 ^{※3}	
		③その他給与・賞与(歯科医師を含む)	
		(3) 退職給付費用	
		(4) 法定福利費	
		3. 委託費	
		4. 設備関係費((1)+(2))	
		(1) 減価償却費	
		(2) その他の設備関係費 ^{※5}	
		5. 研究研修費	
		6. 経費	
		7. 控除対象外消費税等負担額	
		8. 本部費配賦額	
		うち役員報酬	
		9. その他	
		医業利益(医業損失) (I - IV)	
II 医業外収益(1～3の合計)		V 医業外費用(1+2)	
1. 受取利息及び配当金		1. 支払利息	
2. 補助金収益		2. その他の医業外費用 ^{※6}	
3. その他の医業外収益		経常利益(経常損失) (医業利益 + II - V)	
III 臨時収益		VI. 臨時費用 ^{※7}	
		税引前当期純利益(純損失)	

※1: 当該勘定科目を計上している場合は、マイナスで計上して下さい。
 ※2: 給与を常勤/非常勤で区分していない場合は、(2)を空欄とし、(1)に計上して下さい。
 ※3: 看護師および准看護師の給与・賞与についてご記入下さい。
 ※4: 組合管理費について、給与の場合は「その他給与」、経費の場合は「営業外費用」に計上して下さい。
 ※5: 器機賃借料、地代家賃、修繕費、固定資産税等を計上して下さい。
 ※6: 他会計への繰入額等はこちらに計上して下さい。
 ※7: 除去損は臨時費用に含めて下さい。

問3. 過去2年度分の経常利益及び固定資産の状況

科目	医業収益(円)	医業費用(円)	医業外収益(円)	医業外費用(円)	固定資産額(円)
平成26年度					
平成25年度					

※当該年度末時点におけるB/S上の残高を記入して下さい。

平成 27 年度病院経営管理指標調査【概況票】

宛名記載の医療機関の状況（病院単体）を記入して下さい。

※不明の項目は空欄として下さい。

問 4. 施設の概況（平成 27 年度決算期末日現在）

(1)-1 開設者 (該当するものに○を記入)	01. 都道府県	09. 健康保険組合及びその連合会
	02. 市町村	10. 国家公務員共済組合連合会
	03. 地方独立行政法人	11. 公立学校共済組合
	04. 独立行政法人地域医療機能推進機構	12. その他共済組合及びその連合会
	05. 日本赤十字社	13. 国民健康保険組合
	06. 社会福祉法人恩賜財団済生会	14. 医療法人 の場合は(1)-2 へ
	07. 北海道社会事業協会	15. その他 (<input style="width: 100px; height: 15px;" type="text"/>)
	08. 厚生（医療）農業協同組合連合会	

(1)-2 医療法人の場合の種別 (該当するものに○を記入)	1) 種別1		2) 種別2	
	01. 財団	01. 社会医療法人		
	02. 社団（持分あり）	02. 特定医療法人		
	03. 社団（持分なし）	03. 出資額限度法人		
		04. 基金拠出型医療法人		
		05. その他の医療法人		

(2) 承認等の状況 (該当するすべてに○を記入)	01. がん診療連携拠点病院	08. 地域医療支援病院
	02. 周産期母子医療センター	09. 臨床研修指定（基幹型）
	03. 救命救急センター (高度救命救急センターを含む)	10. 臨床研修指定（協力型）
	04. 災害拠点病院	11. DPC病院Ⅰ群
	05. へき地医療拠点病院	12. DPC病院Ⅱ群
	06. 在宅療養支援病院	13. DPC病院Ⅲ群
	07. 在宅療養後方支援病院	14. DPC準備病院

(3)-1 許可及び稼働病床数		総数		精神病床		感染症病床		結核病床		一般病床		療養病床	
	許可病床数		床		床		床		床		床		床
	稼働病床数		床		床		床		床		床		床

※許可病床数：医療法第7条第2項の規定に基づき届け出をした病床の種別の病床数

※稼働病床数：病床に応じた医師、看護師等が配置されるなどして、実際に利用している病床数

※一般病床数：(3)-2における機能を持つ病床を有する場合、内訳をご記入下さい。

※療養病床数：介護療養病床を有する場合、(3)-3において、療養病床の合計と内訳をご記入下さい。

(3)-2 一般病床の内訳		小児入院医療管理料適用病床	緩和ケア病床	回復期リハビリテーション病床	地域包括ケア病床
	許可病床数		床	床	床
	稼働病床数		床	床	床
	開設が26年度上期以前（27年度期初で半年以上経過）の場合は○印				
		障がい者施設等病床	特殊疾患病床	その他	
	許可病床数		床	床	床
稼働病床数		床	床	床	

(3)-3 療養病床の内訳		総数	うち介護型	うち医療型	回復期リハビリテーション病床	地域包括ケア病床
	許可病床数		床	床	床	床
	稼働病床数		床	床	床	床

開設が26年度上期以前（27年度期初で半年以上経過）の場合は○印

(4) 入院基本料の算定状況 (該当するものに○を記入)	①一般病棟入院基本料	01. 7対1入院基本料	04. 15対1入院基本料
		02. 10対1入院基本料	05. その他
		03. 13対1入院基本料	
	②療養病棟入院基本料	01. 療養病棟入院基本料1	03. その他
		02. 療養病棟入院基本料2	
	③精神病棟入院基本料	01. 10対1入院基本料	04. 18対1入院基本料
		02. 13対1入院基本料	05. 20対1入院基本料
		03. 15対1入院基本料	06. その他
	④回復期リハビリテーション病棟入院料	01. 回復期リハビリテーション病棟入院料1	03. 回復期リハビリテーション病棟入院料3
		02. 回復期リハビリテーション病棟入院料2	04. その他
	⑤地域包括ケア病棟入院料	01. 地域包括ケア病棟入院料1	03. 地域包括ケア入院医療管理料1
		02. 地域包括ケア病棟入院料2	04. 地域包括ケア入院医療管理料2
	⑥その他	01. 救命救急入院料	09. 体制強化加算
		02. 特定集中治療室管理料	10. 入院時訪問指導加算
		03. ハイケアユニット入院医療管理料	11. 慢性維持透析管理加算
04. 脳卒中ケアユニット入院医療管理料		12. 在宅復帰機能強化加算	
05. 地域包括診療料		13. 在宅療養実績加算	
06. 介護支援連携指導料		14. 精神科急性期医師配置加算	
07. ADL機能向上等体制加算		15. 院内標準診療計画加算	
08. 救急・在宅等支援病床初期加算		16. 精神保健福祉士配置加算	

問5. 従事者の状況

職種別の従事者数をご記入下さい（※派遣職員は除く）。

職 種		従事者数		職 種		従事者数	
医師 (歯科医師を除く)	常勤		人	看護師	常勤		人
					非常勤(常勤換算)		人
	非常勤(常勤換算)		人	准看護師	常勤		人
					非常勤(常勤換算)		人
【再掲】				その他医療系技術者(常勤換算)			人
指導医(臨床経験7年目以上で指導者講習会等を受講済みの指導医師数)(常勤換算)			人	事務職員(常勤換算)			人
前期研修医(卒後2年目まで)(常勤換算)			人	その他の職員(常勤換算)			人
後期研修医(卒後3～5年目まで)(常勤換算)			人				

※常勤は整数、非常勤は小数第一位までご記入下さい。

※医師の従事者数には、指導医、前期研修医、後期研修医も含めた人数をご回答下さい。

※その他医療系技術者の欄には、歯科医師に加え、理学療法士及び言語聴覚士などのコメディカル等の有資格者の数を合計して記入して下さい。

※派遣職員については、従事者数に含めないで下さい。

【参考：計算式及び記入方法について】

- ・ 換算数は以下の計算式を用いて算出して下さい。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間}}{\text{病院が定めている1週間の勤務時間}}$$

- ・ ただし、1ヶ月に数回の勤務である場合は、以下の計算式を用いて算出して下さい。

$$\frac{\text{従事者の1ヶ月の勤務時間}}{\text{病院が定めている1週間の勤務時間} \times 4 \text{ (週)}}$$

- ・ 従事者の勤務時間は実態に応じて算出して下さい。
- ・ 上記の計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上して下さい。
得られた結果が0.1に満たない場合は0.1と計上して下さい。

問6. 患者数の状況（平成27年度決算期末日時点）

患者数の状況（年間合計）をご記入下さい。数値を把握していない項目は空欄として下さい。

※「病院報告」で提出している数値を記入して下さい。

項目	患者数		備考
①在院患者延数(年間)		人	毎日24時現在に在院していた患者の合計数
うち二次医療圏内(年間)		人	貴院が所在する二次医療圏内からの在院患者延数
うち二次医療圏外(年間)		人	貴院が所在する二次医療圏外からの在院患者延数
うち一般病棟用の重症度、医療・看護必要度を満たす在院患者延数(年間)		人	
うち入院時日常生活機能指数が10点以上の在院患者延数(年間)		人	
うち回復期リハビリテーション病棟の在院患者延数(年間)		人	
うち地域包括ケア病棟の在院患者延数(年間)		人	
②新入院患者数(年間)		人	その日のうちに退院した患者も含む。
うち回復期リハビリテーション病棟の新入院患者数		人	
うち地域包括ケア病棟の新入院患者数		人	
③退院患者数(年間)		人	入院してその日のうちに退院した患者も含む。
うち回復期リハビリテーション病棟の退院患者数		人	
うち地域包括ケア病棟の退院患者数		人	
④自院以外を交えたカンファレンス記録のある患者数(年間)		人	退院患者のうち自院以外を交えたカンファレンス記録がある患者に限る。
⑤外来患者延数(年間)		人	
うち二次医療圏外(年間)		人	貴院が所在する二次医療圏外からの外来患者延数
⑥訪問診療・往診患者延数(年間)		人	診療報酬算定患者に限る
⑦救急対応患者数(年間)		人	救急車や救急医療用ヘリコプター等により搬送され受け入れた患者数に加え、それ以外の方法で時間外 ^{※1} ・休日・夜間 ^{※2} に来院した患者数
⑧初診患者数(年間)		人	初診料を算定した患者数
⑨紹介患者数(年間)		人	他の医療機関より紹介状を持参して来院した患者数
うち回復期リハビリテーション病棟の在院患者数		人	
うち地域包括ケア病棟の在院患者数		人	
⑩逆紹介患者数(年間)		人	他の医療機関に紹介し、診療情報提供料を算定した患者数
⑪全身麻酔手術患者数(年間)		人	

※1：診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午後6時まで））をいいます。

※2：午後6時から翌日午前8時までをいいます。

問7. 外来患者の医薬分業状況（平成27年度決算期末日時点）

医薬分業の実施状況に関して、該当するものに○を記載して下さい。

<input type="checkbox"/>	01. 院外処方を実施	<input type="checkbox"/>	03. 院外および院内処方を実施
<input type="checkbox"/>	02. 院内処方を実施		

※年度途中に移行した場合は、期間の長い方を選択します。

問8. 外部評価の認定・取得状況（平成27年度決算期末日時点）

外部評価の受審状況に関して、該当するものに○を記載して下さい。

01. 病院機能評価の認定を受けている	03. その他の外部評価（ <input type="text"/> ）
02. ISOを取得している	04. 取得していないまたは認定を受けていない

問9. 法人が設置する経営重要事項決議のための合議体

問9は開設者が医療法人の病院のみご回答下さい（その他の病院は問10へお進み下さい）。本問は法人の状況をご記入下さい。

(1) 法人が設置する経営重要事項決議のための合議体

下表の合議体のうち、設置なさっているものすべてに○を記載して下さい。

法人内各医療機関の幹部会議等の合議体についての記載は不要です。

また、理事会等と役割を区別した上で法人に合議体を設置している場合は「その他」に合議体名称とその役割を記載して下さい。

理事会	社員総会	評議員会	その他① 具体的内容 ()	その他② 具体的内容 ()
			(名称) (役割)	(名称) (役割)

(2) 平成27年度1年間の開催回数

平成27年度1年間の合議体の開催回数をご記入下さい。

理事会	社員総会	評議員会	その他①	その他②
<input type="text"/> 回				

(3) 合議体の構成人数・構成員の属性（平成27年度末現在）

平成27年度決算期末の合議体の構成員数を属性別にご記入下さい。

	合議体の 構成人数	構成員の属性						
		出資者	左記の親族	その他の 病院関係者	弁護士・税 理士・学識 経験者等	行政・保健 福祉関係者	地域住民 ・その他	
理事会	<input type="text"/> 人							
社員総会	<input type="text"/> 人							
評議員会	<input type="text"/> 人							
その他①	<input type="text"/> 人							
その他②	<input type="text"/> 人							

(4) 監事の構成人数・構成員の属性（平成27年度末現在）

平成27年度の決算期末の監事の構成員数を属性別にご記入下さい。

	監事の人数	監事の属性		
		弁護士・税理士・ 学識経験者等	行政・保健 福祉関係者	地域住民 ・その他
監事	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

(5) 合議体の決議状況

平成27年度の1年間を通して、合議体の種別ごとに最も近いものに1つだけ○を記載して下さい。

	年間を通して反対や懸念表明はなかった	懸念表明等があったが、多数決により議決された	反対意見があったが、多数決により議決された	反対意見等があり、一部の議案が持ち越された	否決された議案がある
理事会					
社員総会					
評議員会					
その他①					
その他②					

(6) 「持ち越された議案」「否決された議案」

前問で「一部の議案が持ち越された」「否決された議案がある」と回答なさった方にお尋ねします（その他の方は（7）にお進み下さい）。

持越し・否決の対象となった議案に該当するものすべてに○を記載して下さい。

定款又は寄附行為の変更に関する議案	
基本財産の設定及び処分に関する議案	
事業計画・予算・決算に関する議案	
重要な資産の取得または処分	
剰余金又は損失金の処理に関する議案	
幹部職員の人事に関する議案	
法人の解散または他法人との合併に関する議案	
その他（ ）	
その他（ ）	

(7) 合議体のメリット・デメリットと感ずること

合議体の種別ごとに該当すると思われるものすべてに○を記載して下さい。

①理事会

メリットと感ずること	
建設的な意見が出る	
多様な意見が出る	
反対意見が出る	
チェック漏れが見つかる	
専門家ならではの意見が出る	
その他（ ）	
その他（ ）	

デメリットと感ずること	
準備に時間がかかる	
時間がかかる割には収穫が少ない	
内情を理解しない意見がある	
反対意見が出る	
コストパフォーマンスが悪い	
その他（ ）	
その他（ ）	

②社員総会または評議員会

メリットと感ずること	
建設的な意見が出る	
多様な意見が出る	
反対意見が出る	
チェック漏れが見つかる	
専門家ならではの意見が出る	
その他 ()	
その他 ()	

デメリットと感ずること	
準備に時間がかかる	
時間がかかる割には収穫が少ない	
内情を理解しない意見がある	
反対意見が出る	
コストパフォーマンスが悪い	
その他 ()	
その他 ()	

③その他の合議体 (具体的内容 :

メリットと感ずること	
建設的な意見が出る	
多様な意見が出る	
反対意見が出る	
チェック漏れが見つかる	
専門家ならではの意見が出る	
その他 ()	
その他 ()	

デメリットと感ずること	
準備に時間がかかる	
時間がかかる割には収穫が少ない	
内情を理解しない意見がある	
反対意見が出る	
コストパフォーマンスが悪い	
その他 ()	
その他 ()	

問 10. 貴医療機関の名称及びご回答担当者についてご記入下さい。

病院名	(医療法に基づいて許可を受けた病院名を、省略せずにご記入下さい)		
所在地	(都道府県名からご記入下さい)		
記入者	ふりがな		部署・役職
	氏名		
	TEL		FAX
	メールアドレス		
アンケート結果の送付		01. 希望する	02. 希望しない

※ アンケート結果の送付を希望された場合、ご記入いただいたメールアドレスに調査結果を送付致します。

問 11. 当該病院管理指標の利用

昨年度において、当該病院経営管理指標を閲覧したり利用したことがありますか。該当する方に○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	01. 閲覧・利用したことがある	<input type="checkbox"/>	02. 閲覧・利用したことがない
--------------------------	------------------	--------------------------	------------------

※ 閲覧・利用の目的・程度は問いません。

自由記述（例：調査票の改善点、調査票を記入する際にわかりにくかった点等）

以上で設問は終わりです。

メール（宛先：byouin27@itec-ltd.co.jp）又は同封の返信用封筒で、

12月16日（金）までに調査票をお送り下さい。

ご多忙の中、調査にご協力賜わり、誠にありがとうございました。



医療法人の

ガバナンス強化のためのポイント

医療法人の合議体について再確認しましょう

理事・理事会を置かなければなりません。

医療法人は理事及び理事会を置かなければなりません。理事会は、理事によって構成される合議体で、医療法人における業務執行の意思決定機関です。

理事

- 医療法人は、原則3名以上の理事及び理事会を置かなければなりません（医療法第46条の2、第46条の5）。
- 医療法人は特例を除き、開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む）の管理者を理事に加えなければなりません。（医療法第46条の5第6項）。
- 理事は社員総会または評議員会の決議により選任されます（医療法第46条の5第2項・第3項）。
- なお、医療法人と関係のある特定の営利法人（いわゆるMS法人）の役員が理事長に就任することや役員として参画していることは、非営利性という観点から適当ではありません（要綱I 2(3)2備考）⁴。

理事会の職務

- 理事会においては、医療法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選出及び解職など、重要な職務を行います（医療法第46条の7第2項）。
- また、理事長は、医療法人の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。定款又は寄附行為で毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りではありません（医療法第46条の7の2）。

⁴ 医療法人運営管理指導要綱（平成2年3月1日 健政発 第110号）

病院職員や理事の親族等は監事になれません

医療法人は監事を置かなければなりません。監事は監査業務を履行する役割のため、法で医療法人の理事・職員が兼務することが禁じられています。

監事も理事会に出席しなければなりません。

監事

- 医療法人は、1名以上の監事を置かなければなりません。監事は社員総会または評議員会の決議により選任されます（医療法第46条の2、第46条の5）。
- 監事は医療法人の業務及び財産状況を監査し、業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出しなければなりません。また、業務又は財産に関し不正行為や法令、定款・寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、都道府県知事、社員総会・評議員会・理事会に報告しなければなりません（医療法第46条の8）。
- 監事は当該医療法人の理事・職員を兼務できません（医療法第46条の5第8項）。また他の役員と親族等の特殊の関係がある者は適しません（要綱I2(6)1）

理事会への出席

- 監事は理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければなりません（医療法第46条の8の2）。
- なお、理事会では次に掲げる事項及びその他の重要な事項の決定を理事に委任することができません。（医療法第46条の7第3項）

- ①重要な資産の処分及び譲受け
- ②多額の借財
- ③重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤理事または監事とその任務を怠ったことにより損害を及ぼした際の責任の免除

社員総会は必ず開催しなければなりません

社団医療法人は少なくとも毎年1回は社員総会を開催しなければなりません。

社員

- 社員は、社団医療法人の構成員であり、社員たる資格の取得や喪失については、定款で規定されることになっています（医療法第44条第2項第8号）。社員は、出資者や病院関係者である必要はありません。

社員総会の開催

- 社団医療法人においては、社員総会は社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関です（医療法第46条の3）。社員は、社団医療法人に対する出資の有無や金額等に関わりなく、1人1個の議決権を有します（医療法第46条の3の3第1項）。
- 社団医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければなりません（医療法第46条の3の2第2項）。また理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます（同条第3項）。
- 社団医療法人における重要事項については、社員総会の議決を要するのが通常です。モデル定款では、次の事項について社員総会の議決を要するものとされています。

- ① 定款の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定
- ⑤ 剰余金又は損失金の処理
- ⑥ 借入金額の最高限度の決定
- ⑦ 社員の入社及び除名
- ⑧ 本社団の解散
- ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結
- ⑩ 理事及び監事の選任
- ⑪ 基金の返還（基金拠出型医療法人の場合）
- ⑫ 医療機関債の発行、購入
- ⑬ その他重要な事項

評議員会も毎年開催しなければなりません

財団医療法人も少なくとも毎年1回は評議員会を開催しなければならないのは同様です。

評議員

- 評議員は、財団医療法人の構成員であり、評議員たる資格の取得や喪失については、寄付行為で規定されることになっています（医療法第44条第2項第9号、第46条の4）。評議員は、出捐者や病院関係者である必要はありません。
- 評議員数は理事の定数よりも多くなければなりません（医療法第46条の4の2）。
- 当該医療法人の役員・職員は評議員にはなれません（医療法第46条の4第3項）。

評議員会の開催

- 財団医療法人において評議員会が最高意思決定機関であること（医療法第46条の4の2）等、社団医療法人の社員総会と同様の対処が必要です。
- 財団医療法人における重要事項については、評議員会の議決を要するものも同様です。財団医療法人においては、特に次の事項についてはあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと医療法に示されています（医療法第46条の4の5）。

- ① 予算の決定又は変更
- ② 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く）の借入れ
- ③ 重要な資産の処分
- ④ 事業計画の決定又は変更
- ⑤ 合併及び分割
- ⑥ 目的たる業務の成功の不能による解散
- ⑦ その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの

合議体の手続き等について再確認しましょう

名簿管理、開催手続き

理事会、社員総会、評議員会の開催手続き等は医療法、医療法人運営管理指導要綱に定められており、この定めに従って開催、決議を行わなければなりません。

名簿の作成と更新

- 医療法人は役員名簿、社員名簿・評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われており、現在の社員が正確に特定できることが求められます（要綱Ⅰ 2(1)1、Ⅰ 3の第5項、Ⅰ 4(1)1）。

開催通知・決議事項

- 社員総会・評議員会の招集通知は、開催日より少なくとも5日前に会の目的である事項を示し、定款・寄付行為で定めた方法に従ってしなければなりません（医療法第46条の3の2第5項、第46条の4の3第5項）。
- 定款・寄付行為に別段の定めがない限り、あらかじめ通知をした事項以外のことを決議することはできません（医療法第46条の3の2第6項、第46条の4の3第6項）。
- 議決には、議長およびその議案に対する利害関係者が加わることはできません（第46条の3の3第4項・第6項、第46条の4の4第3項・第4項）。
- 一般の事項は合議体構成員の過半数が出席し、出席者の過半数で議決します。
- 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存しなければなりません（要綱Ⅰ 5(3)）。

ガバナンスについて考えてみましょう

ガバナンス（コーポレートガバナンス）は（企業）統治と訳され、役員、株主（社員・評議員）、従業員、銀行等のさまざまな利害関係者が企業や医療機関の業務活動を監視して、健全な経営を行う仕組みです。

企業の場合、取締役会は企業の業務執行を監督する役割を担っていますが、社内から選ばれた取締役には内輪の論理が働きやすく、監督機能を十分に発揮できていなかった事案が散見されます。そこで社外取締役を選任する企業が増えており、東証上場企業の9割以上が導入しています。また取締役会の中にさらに指名委員会、報酬委員会等の委員会を設置する委員会等設置会社も東証上場企業の3割前後あります。会社法では、この委員会は過半数を社外取締役で構成するように定められています。

本調査で実施した理事会等の合議体でも、病院関係者以外の理事を迎えている法人は半数近くあり、医療法人においてもガバナンスを強化しつつあることが窺えます。但し、外部理事が多い法人において懸念表明や反対意見が多かったという関係には至っておらず、監査対象となるような規模の大きな医療法人では病院関係者の理事に対して大所高所から意見を述べる外部理事を一定数選任する必要があるとも考えられます。

ちなみに、複数の医療機関・介護施設等を傘下に持つアメリカのヘルスケアネットワークでは、理事会は地元企業の経営者や学識経験者を中心に構成され、専門的な知見が反映されています。

平成 28 年度 厚生労働省医政局委託

— 医療施設経営安定化推進事業 —

平成 27 年度 病院経営管理指標

委託先：アイテック株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町一丁目 6 番 5 号

電話 03-6860-7100（代表） FAX 03-6860-7200